

9. 検査に関するマニュアル

検査に関するマニュアル 概要

基本的な考え方

- ・新型インフルエンザ等の発生時など感染症危機対応時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止や、患者を早期診断・早期治療につなげること等である。
- ・平時から県内の検査実施能力の把握や、訓練・研修を通じた関係機関等との連携強化を行い、新型インフルエンザ等の発生初期には、医療機関等と連携して、迅速な検査体制の立ち上げ・構築を目指す。
- ・民間検査機関等との連携により、発生初期以降の検査需要の拡大にも対応可能な検査体制を整備し、必要な人が必要な時に検査を受けられるようにする。

	準備期	初動期	対応期
取組概要	有事の際に迅速に検査体制を構築するため、平時からの地方衛生研究所や医療機関、民間検査機関等との連携強化や検査物資の備蓄、研修・訓練等の実施を行う	迅速な検査体制の立ち上げ、検査手法の確立を行い、初動期の検査需要に対応可能な検査実施能力を確保する	検査体制や検査実施能力の拡充を行い、管内の検査需要が拡大した際に、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備する
内容	<p>①検査実施能力の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方衛生研究所や医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施能力の把握 <p>②検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検体採取容器や検査用試薬等、検査物資の備蓄・確保に向けた体制の整備 ・平時からの精度管理や感染症サーベイランスの実施体制の整備・維持 <p>③訓練等による検査体制の維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を想定した訓練の実施 ・感染症危機管理部署に限らない部署横断的な研修・訓練の実施 ・石川県感染症連携協議会等を活用した平時からの関係機関等との連携強化 <p>④研究開発への協力</p>	<p>①検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県予防計画に基づく地方衛生研究所・大学病院との連携による速やかな検査体制立ち上げの実施 <p>②検査手法の確立と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の検査マニュアルやPCRプライマー等を基に、早期に検査手法を確立 ・地衛研、大学病院を中心に、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力の確保 ・検査実施能力の把握 <p>③検査診断技術の確立への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針や管内の検査キヤパシテイ、検査の実施に係る判断 	<p>①検査体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査需要への対応能力向上のため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関等への協力要請 <p>②検査診断技術の確立への協力</p> <p>③診断薬・検査機器等の円滑な活用に係る調整</p> <p>④検査実施の方針の決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民生活、県民経済の両立にを目的とする検査の利活用について、国の方針や管内の検査キヤパシテイ、検査の実施二一ズ等を考慮して実施を判断

目次

第1章 検査の概要	238
第2章 準備期の対応	238
1 感染症危機対応時における検査の考え方	238
2 検査実施能力の把握	240
3 検査体制の整備	241
4 検査実施状況等の把握体制の確保	242
5 訓練等による検査体制の維持・強化	242
6 研究開発への協力	244
第3章 初動期の対応	245
1 検査体制の整備	245
2 検査手法の確立と普及	245
(1) 検査方法の確立	245
(2) 検査体制の立上げと維持	245
3 検査方法の精度管理、妥当性の評価	246
3 検査診断技術の確立への協力	246
4 検査実施の方針の決定	246
第4章 対応期の対応	248
1 検査体制の拡充	248
2 検査診断技術の確立への協力	248
3 診断薬・検査機器等の円滑な活用に係る調整	248
4 検査実施の方針の決定・見直し	248

第1章 検査の概要

新型インフルエンザ等の発生時など感染症危機対応時における検査体制は、患者の早期発見によるまん延防止や、患者を診断し早期に治療につなげることで、流行の実態を把握することを目的に実施するが、新型インフルエンザ等の流行状況や検査の目的に応じて、中心となる検査の種類や主要となる実施機関が異なる。また、感染症危機対応時は、国民生活及び国民経済の維持を目的とした検査の利活用の判断も重要な論点となる。

県及び保健所を設置する金沢市（以下「県等」という。）は、有事において、厚生労働省が示す検査実施の方針に基づき、県等が実施する行政検査と、医療機関や民間検査機関（協定締結機関を含む。）の実施する検査の実情を踏まえて、管内の検査キャパシティや活用できる検査の組合せ等を考慮しながら、検査対象者の範囲や検査の優先順位を判断する。

また、県等は、感染状況を踏まえ、検査の実施場所について、石川県保健環境センター及び金沢市環境衛生試験所（以下「地方衛生研究所」という。）から医療機関、民間検査機関（協定締結機関を含む。）へと順次拡大し、検査を受ける必要がある者が検査を受けることができる体制を構築する。また、県等は、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、他の都道府県等とも連携しつつ、管内の検査需要と検査キャパシティの状況を踏まえ、県民生活及び県民経済の維持を目的とした検査の利活用の実施を判断する。

県等は、平時から人材の確保や研修、検査機器の稼働状況の確認、検体の搬送を含む訓練の実施、関係機関との連携及び住民への情報提供・共有等を行う。

本マニュアルは、有事の際に県として実施する対策等を具体的に示したものである。

第2章 準備期の対応

1 感染症危機対応時における検査の考え方

(1) 厚生労働省は、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）と連携し、新型インフルエンザ等の発生後のフェーズ（初動期、対応期）、検査の目的、活用できる検査の種類、検査を実施する機関、各検査実施機関における検査実施可能数等の要素を組み合わせ、検査体制構築のための戦略を策定する。

(2) 県等は、実施機関により実施可能な検査が異なることに留意し、厚生労働省や JIHS、民間検査機関等と早期から連携し、有事において迅速に以下の種類の検査体制を立ち上げられるよう準備する。

ア 核酸増幅検査

核酸増幅検査のうち、PCR検査は、病原体遺伝子（核酸）を特異的に増幅させ、採取された検体中の病原体遺伝子の存在を確認する手法である。有事においては、JIHS が、入手した病原体ゲノム情報を基にPCRプライマー等（プローブ、陽性コントロール等を含む。以下同じ。）を作成し、病原体ゲノム情報入手後約2週間で検疫所・地方衛生研究所の関係機関に配布する。検疫所・地方衛生研究所は、入手したPCRプライマー等を基に迅速な検査体制立上げを目指す。その後、医療機関や民間検査機関（協定締結機関を含む。）においても検査体制を構築する。

イ 抗原定性検査（迅速検査キット）

抗原定性検査は、イムノクロマトグラフィ法等により病原体の抗原を検知する手法である。有事においては、既存の迅速検査キットの有効性を確認するとともに、新たに迅速検査キットを開発する場合は、新型インフルエンザ等の発生後約1～2か月程度でJIHSにて実施可能となることが想定され、その後、検疫所、医療機関・民間検査機関（協定締結機関を含む。）にて実施可能となる。

ウ 抗原定量検査

抗原定量検査は、新型インフルエンザ等専用の測定機器を用いて化学発光酵素免疫測定法等により病原体の抗原量を測定する手法である。有事においては、新型インフルエンザ等の発生後約5か月を過ぎた頃からJIHSにて実施可能となることが想定され、その後、検疫所・地方衛生研究所、医療機関・民間検査機関（協定締結機関を含む。）にて実施可能となる。

エ 抗体検査

抗体検査は、病原体に対する血液中の抗体の有無を確認する手法である。有事においては、新型インフルエンザ等の発生後約1か月を過ぎた頃からJIHSにて実施可能となることが想定され、その後、検疫所・地方衛生研究所、医療機関・民間検査機関（協定締結機関を含む。）にて実施可能となる。

オ 病原体ゲノム解析

検査に関するマニュアル

病原体ゲノム解析は、病原体ゲノム情報を確認し、病原体ゲノム情報に基づく病原体の性状を推定する手法である。有事においては、新型インフルエンザ等の発生後早期に実施可能となり、JIHS、検疫所・地方衛生研究所、医療機関・民間検査機関（協定締結機関を含む。）にて順次実施可能となる。

図：新型コロナウイルス感染症の対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえた検査種別と実施機関別における検査実施可能時期（イメージ）

内閣感染症危機管理統括庁「情報収集・分析に関するガイドライン」より

種類	説明	機関	発生公表後 大臣発言	発生公表後 1ヶ月	発生公表後 6ヶ月	
PCR 検査	ウイルス遺伝子（核酸） を特異的に増幅	JIHS	★	ゲノム情報入手し、PCRプライマー等を作成し、約2週間で配布		
		検疫所・地方衛生研究所	★	PCRプライマー等配布		
		医療機関・ 民間検査機関（協定締結機関含む）	★	PCRプライマー等配布		
抗原 定性 検査	イムノクロマトグラフィー 法によりウイルスの抗原を 検知	JIHS		★		
		検疫所・地方衛生研究所		★		
		医療機関・ 民間検査機関（協定締結機関含む）		★		
抗原 定量 検査	専用の測定機器を用いて 化学発光酵素免疫測定法 等によりウイルス抗原の 量を測定	JIHS			★	
		検疫所・地方衛生研究所			★	
		医療機関・ 民間検査機関（協定締結機関含む）			★	
抗体 検査	ウイルスに対する 抗体の有無を確認	JIHS		★		
		検疫所・地方衛生研究所		★		
		医療機関・ 民間検査機関（協定締結機関含む）		★		
ゲノム 解析	ウイルスのゲノム及び 蛋白質の構造と機能を 確認	JIHS	★			
		検疫所・地方衛生研究所	★			
		医療機関・ 民間検査機関（協定締結機関含む）	★			

(3) 厚生労働省と JIHS は、検査の種類と想定される病原体の性状等から適切な検体採取部位やその採取方法について検討し、有事においては速やかに検査マニュアル等を作成し、県等に迅速に配布する。

2 検査実施能力の把握

(1) 県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づき作成した予防計画に基づき、地方衛生研究所、医療機関及び検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の確保を行う。

- (2) 県等は、感染症法に基づき、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。
- (3) 厚生労働省は、県等から報告される、地方衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、有事における検査体制立上げを想定した準備を行う。

3 検査体制の整備

- (1) 県等は、予防計画に沿って整備する検査体制について、厚生労働省及び JIHS と連携し、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施できるよう準備する。
- (2) 厚生労働省及び JIHS は、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。また、検査の特徴や目的に合わせて適切な精度管理の方法を定め、検査実施機関に周知する。
- (3) 地方衛生研究所は試験・検査等の業務を通じて JHIS との具体的な連携を深めるとともに、迅速な検査精度等の検証を行う体制の確立及び有事における検査用試薬等の入手ルートの確保に努める。また、JHIS は、民間検査機関等も含めた国内の検査実施機関における検査体制の強化を支援する体制を構築する。
- (4) 県等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等といった検査物資の備蓄・確保に向けた準備を進める。また、医療機関において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。
- (5) 厚生労働省は、関係省庁と連携し、新型インフルエンザ等の発生早期に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の、有事において検査の実施に関与する機関を同定し、関係機関等との関係性を構築するとともに、有事における検査体制整備を進める。また、新型インフルエンザ等の発生早期に迅速に検査ができるよう、運送事業者等と検体の搬送方法についての協議を行い、有事において必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。
- (6) 地方衛生研究所の職員は、厚生労働省及び JIHS が実施する希少感染症診断技術研修会等の技術研修を受講し、検査の精度管理を充実させ、検査精度を担保する。

→〈希少感染症診断技術研修会〉

JIHS の希少感染症の診断技術の標準化を目的として、JIHS が地方衛生研究所等の協力を得て研究開発した検査法について、地方衛生研究所等に普及させるとともに、担当者にその検査手技を習得させることを目的とした研修。

4 検査実施状況等の把握体制の確保

- (1) 厚生労働省は、都道府県等が、検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数・検査結果（陽性数等）等の状況を把握できるよう、感染症サーベイランスを活用し、電磁的な方法を活用して把握できる体制を整備する。
- (2) 県は、管内の検査等措置協定を締結した機関に対し、検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数・検査結果（陽性数等）等の情報を効率的に収集し、管内の状況を把握することに努め、厚生労働省が整備する仕組みを活用し、電磁的な方法を活用して収集・報告を行う。

5 訓練等による検査体制の維持・強化

- (1) 県等は、厚生労働省、関係省庁及び JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症危機対応時を想定した、検査体制の立上げ、検査法の構築、検査体制の確保・維持等体制の準備を行う。
- (2) 県等は、地方衛生研究所において、平時からの検査試薬等の備蓄や、検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練を行う。新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、新型インフルエンザ等の感染が疑われる者からの相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を想定した訓練を実施する。
- (3) 県等は、地方衛生研究所と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時から体制構築を図るため、検査機器の整備や試薬の確保、検査部門の人員確保、JIHS や地方衛生研究所等のネットワークを活用した専門的人材の育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や訓練の実施など、平時から病原体の検査体制の強化を計画的に進めていくとともに、訓練等を通じた人材育成を行う。
- (4) 県等は、有事において、速やかに体制を移行するため、感染症危機管理部局に限らない部署横断的な研修・訓練を行う。その際、市町、県保健福祉センター及び金沢市保健所（以下「保健福祉センター等」という。）、

地方衛生研究所に対して訓練の参加を促進し、県等が主体となった連携訓練を行う。

- (5) 県等は、地方衛生研究所が行う訓練を通じて、本部機能の立上げから検査終了までの一連の流れを通し、検体搬送の体制の確認を行うとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行う。

表：各機関における訓練（例）

機関名	実施する訓練の項目	目的、確認事項等
県等	部署横断的な訓練	役割分担の整理 参集手順を含めた有事の際の人員体制の検討
保健福祉センター等	検体等搬送訓練	個人防護具の着脱等 特定病原体等の運搬訓練 包装の注意点 等
	感染症対応業務訓練	相談対応 受診調整 検体採取 検体搬送 検査結果の確認 個人防護具の着脱等（実技） 地域住民への情報発信 検体採取場所の確保・設営
地方衛生研究所	平時体制強化の訓練	病原体検出マニュアルのアップデート
	検体等搬送訓練	個人防護具の着脱等 特定病原体の運搬規制 包装の注意点 等
	感染症対応業務訓練	県等や保健福祉センター等、関係機関との連絡体制の確立 検体搬送体制の確認 検体搬送 検査体制の構築 検査実施（解析） 個人防護具の着脱等（実技） 内部・外部精度管理の実施

- (6) 県等は、新型インフルエンザ等のまん延に備え、感染症法に基づく石川県感染症連携協議会等を活用し、平時から保健福祉センター等、地方衛生研究所のみならず、管内の関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化するとともに、検査体制・方針等について関係機関と協議した結果等を踏まえ、予防計画を策定・変更する。

- (7) 地方衛生研究所が策定する健康危機対処計画（感染症）には、有事における所内の組織・人員体制、検査実施体制（検査機器等の整備、検査試薬の備蓄、検体搬送の仕組み等）、関係機関との役割分担や連携、研修・訓練の実施方針等について記載する。
- (8) 地方衛生研究所は、健康危機対処計画（感染症）で定めた内容に基づき、地方衛生研究所の感染症有事に想定される人員を対象とした定期的な研修・訓練等を実施し、訓練結果を踏まえて健康危機対処計画（感染症）の見直しを行う。

6 研究開発への協力

県等は、厚生労働省が主導する検査法及び診断薬の研究開発について、管内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等、臨床研究の実施に必要な応じて協力する。

第3章 初動期の対応

1 検査体制の整備

県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所、大学病院と連携し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査等措置協定締結機関の確保状況を確認し、検査実施能力の確保状況を確認する。

2 検査手法の確立と普及

(1) 検査方法の確立

- ア 厚生労働省は、JIHS と連携し、速やかに病原体ゲノム情報を含む病原体情報及び検体や病原体の入手に努め、入手した病原体情報及び検体や病原体を基に病原体の検出手法を確立する。また、病原体情報を公表し、病原体又は病原体情報を基に検査方法の確立を迅速に行う。
- イ 厚生労働省は、JIHS と連携し、既存の診断薬・検査機器等の活用の可否を判断するとともに、検査試薬及び検査マニュアルを速やかに地方衛生研究所や検査等措置協定締結機関等に配布する等、技術的支援を行う。
- ウ 厚生労働省は、JIHS と連携し、病原体ゲノム情報を含む病原体情報及び検体や病原体を入手し、その後、病原体ゲノム情報を抽出してから約2週間でPCRプライマー等を、地方衛生研究所や検疫所等へ配布する。
- エ 地方衛生研究所は、大学病院及び検査等措置協定締結機関等に対し、国が配布する検査マニュアルやPCRプライマー等を基に、PCRプライマー等及び試薬等の病原体の検査情報を提供する。
- オ 大学病院及び検査等措置協定締結機関等は、地方衛生研究所から入手したPCRプライマー等及び試薬等の病原体の検査情報を踏まえ、早期に検査方法を確立する。

(2) 検査体制の立上げと維持

- (1) 県等は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。
- (2) 県等は、国の支援や県等にて確保したPCR検査機器等を活用し、地方衛生研究所及び大学病院を中心に、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保する。

- (3) 県等は、地方衛生研究所、大学病院及び検査等措置協定締結機関を含む検査実施機関の検査実施能力を把握するとともに、民間検査機関や医療機関に対してPCR検査機器等の整備が確保できるよう支援し、検査実施能力を強化し、感染拡大時の検査需要に対応できるよう努める。
- (4) 厚生労働省は、JIHS 及び県等と連携し、確立された検査方法を周知し、国内の検査体制を早期に立ち上げるとともに、県等が策定した予防計画に基づき、県等における検査実施能力の確保状況を迅速に把握する。
- (5) 厚生労働省は、検査体制の整備に当たっては、早期に導入が可能と想定される核酸検出検査（PCR 検査等）を中心に検査体制の整備を図る。

3 検査方法の精度管理、妥当性の評価

- (1) 厚生労働省及び JIHS は、新型インフルエンザ等に係る検査方法や検査に関する注意事項を取りまとめ、検査マニュアル等を作成・公表するとともに、関係機関を通じて周知し、国内の病原体の検査手法を標準化する。また、科学的知見や研究開発状況を踏まえ、検査マニュアル等の改定を行う。
- (2) 地方衛生研究所や検疫所のほか、大学病院や検査等措置協定締結機関を含む検査実施機関は、JIHS 及び関係機関が実施する外部精度管理に参加する等、技術水準の維持向上に努める。
- (3) 県等は、地方衛生研究所と連携し、病原体の適正な管理や検査の精度管理の推進により、病原体検査の信頼性を確保するよう努める。
- (4) 地方衛生研究所は、検査実施機関等の検査能力及び精度管理の向上に向け、検査実施機関等に対して情報を提供するとともに、研修等による技術的指導を行う。

3 検査診断技術の確立への協力

県等は、厚生労働省が主導する検査法の研究開発について、管内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に必要な応じて協力する。

4 検査実施の方針の決定

- (1) 県等は、厚生労働省及び JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査体制等を考慮した上で、感染拡大を防止するため、できるだけ早期に幅広く検査を行う検査実施の方針を決定するとと

もに、県民に対し、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、例えば以下の項目について情報提供・共有する。

ア 県内の検査を受けることが可能な場所

イ 検査のキャパシティ

ウ 検査の対象者

- (2) 厚生労働省は JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活を維持することを目的として検査を利活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、検査の利活用の方針について決定し、国民へ適切な検査の実施方法等について周知する。

また、厚生労働省は、JIHS と連携し、検査の利活用に関する考え方についてまとめ、県等へ周知する。

- (3) 県等は、国が示す検査の利活用の方針に基づき、管内の検査キャパシティの状況や、検査の実施ニーズ等を考慮して検査実施の判断を行うとともに、県民へ適切な検査の実施方法等について周知する。
- (4) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等の感染症の特性及び病原体の性状等により無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を県等へ周知する。
- (5) 県等は、厚生労働省が、無症状病原体保有者への検査が必要と判断した場合に、無症状病原体保有者に対する検査体制の整備を図る。

第4章 対応期の対応

1 検査体制の拡充

- (1) 厚生労働省は JIHS と連携し、初動期に優先的に導入した核酸検出検査（PCR検査等）に加え、抗原定量検査及び抗原定性検査等の他の検査手法が実用化された際には、各検査の特性や検査の目的を踏まえ検査方法を選択し、検査体制の拡充を図る。
- (2) 厚生労働省は、県等と連携し、新型インフルエンザ等の感染症の流行状況を踏まえ、既存の検査等措置協定締結機関での対応を超えるような検査需要の増大に備え、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関にも協力を要請し検査体制を拡充する。また、病原体等の検査の実施を必要とする医療機関に対し、検査の手段について、優先的に整備する体制を構築する。
- (3) 県等は、管内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。

2 検査診断技術の確立への協力

県等は、厚生労働省及び JIHS が行う検査診断技術の研究開発について、管内の感染症指定医療機関等や発熱外来を有する医療機関等、医療体制の整った医療機関に治験への参加を呼び掛ける等、臨床研究の実施に必要な応じて協力する。

3 診断薬・検査機器等の円滑な活用に係る調整

県等は、厚生労働省が緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について地方衛生研究所、医療機関及び民間検査機関（協定締結機関を含む。）等の関係者に周知し、円滑に活用できるよう体制を整備する。

4 検査実施の方針の決定・見直し

- (1) 県等は、厚生労働省及び JIHS と連携し、県民に対し、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、例えば以下の項目について情報提供・共有を行う。
 - ア 県内の検査を受けることが可能な場所
 - イ 検査のキャパシティ
 - ウ 検査の対象者

厚生労働省は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活の維持を目的として検査を利活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの活用も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。

- (2) 県等は、県民生活・県民経済との両立を目的とする検査の利活用について、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、管内の検査キャパシティの状況や、当該検査の実施ニーズ等を考慮して実施の判断を行う。

表：新型コロナ対応における県民生活・県民経済との両立を目的とする検査の利活用の例

検査の種類	概要
海外渡航時の検査	陰性の検査結果を示すことにより出入国後の行動制限等を緩和するもの
旅行前検査	ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を示すことを条件の一つに全国旅行支援等を実施
ワクチン検査パッケージ	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を活用し、飲食店やイベント等の各分野における行動制限の緩和を可能とするもの
無症状者への検査	社会経済活動を行うにあたり検査の受検が必要な者、また感染拡大傾向時に感染不安を抱える者を対象に、陰性を確認する目的で実施するもの

